

## 1 計画策定の背景及び目的（本編 P. 1）

相生市災害廃棄物処理計画(以下、「本計画」という。)は、相生市(以下、「本市」という。)における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

## 2 本計画の位置づけ（本編 P. 1）

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成 30 年 3 月)に基づき策定するものであり、兵庫県災害廃棄物処理計画及び相生市地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

## 3 災害廃棄物処理計画で対象とする災害（本編 P. 5）

本計画で想定する災害については、相生市地域防災計画に基づき、地震においては被害想定が大きい南海トラフ地震及び風水害を想定する。想定する市内の災害規模(地震)を表 1 に示す。

表 1 想定する市内の災害規模（地震）

項目	内容	
想定地震	山崎断層帯(主部・北西部)地震	南海トラフ地震
最大震度	震度 6 弱	震度 6 弱
建物全壊棟数	30 棟	88 棟
建物半壊棟数	213 棟	1, 271 棟
避難人口（最大）	218 人	1, 355 人

## 4 対象とする災害廃棄物（本編 P. 15～18）

災害廃棄物(家庭及び事業所等)は一般廃棄物であるため、本市が処理の主体を担う。ただし、事業所からの災害廃棄物については、通常時に本市が受け入れている可燃ごみを対象とし、通常時に産業廃棄物に該当するものについては、事業者の責任において処理することを原則とする。

本計画において対象とする災害廃棄物の種類を表 2 に示す。

表 2 本計画において対象とする災害廃棄物の種類

区分	廃棄物の種別・内容
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	木くず、コンクリートがら等、瓦くず、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、廃船舶、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、堆積物、その他適正処理困難物
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

注：有害廃棄物、適正処理が困難な廃棄物などは関係機関等と取扱方法・処理方法を検討

## 5 組織及び協力支援体制（本編 P. 25～42）

発災後は、職員防災初動マニュアルに基づき、市役所内に災害対策本部が設置される。

災害廃棄物処理については、市民生活部環境課を中心に、総括班、災害がれき班、収集班、施設班に分担して対応する。

災害廃棄物処理を迅速かつ円滑・的確に実施するため、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、消防等と連携を図ることに加え、国、都道府県、他市町村等への協力・支援の要請を図る。本市においては、民間産業廃棄物処理事業者との間に「災害廃棄物等の処理に関する協定書」を締結しており、必要に応じて災害廃棄物処理の協力を要請する。加えて、ボランティアとの連携について体制を整備すること及び、災害発生時の事務委託、事務代替執行等の制度を活用する。さらに、受援体制を構築することで、応援態勢を整える。

また、平常時から災害マネジメント能力の維持・向上を図り、災害廃棄物処理に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材を育成する必要がある。

## 6 災害廃棄物処理の基本方針（本編 P. 43～44）

### (1) 処理の基本方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を表 3 に示す。

表 3 災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	災害廃棄物の処理について、本市による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、国、都道府県、他市町村及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

### (2) 処理期間

発生から概ね 3 年以内の処理完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。

地震については 3 年以内の処理完了、風水害については次年の集中豪雨や台風襲来等の時期を見据えて、1 年以内の処理完了を処理期間とする。

### (3) 地域特性と災害廃棄物処理

本市の地域特性を踏まえた災害廃棄物処理における留意点は、次のとおりとなる。

- ◆ 本市においては、地震被害では相生湾沿い及び市内河川流域沿いを中心に想定震度の高い地域が分布しており、風水害においても沿岸地域での津波・高潮被害のほか、市内中心部

を走る河川の氾濫により、市街地のうち河口に近い地域では、広い範囲で被害の発生が想定される。そのため、集落間のアクセス道路が崩壊する可能性が高く、災害廃棄物の運搬や仮置場整備に際しては、アクセス道路の確保に留意する必要がある。

- ◆ 本市では、焼却処理、最終処分は地域内で処理を行っている。既存施設の処理可能量等を整理し、本市の役割を明確にすることで、発災時の速やかな処理体制の構築が必要となる。
- ◆ 市内には、有害物質等を取り扱う企業があると考えられることから、水質汚濁防止法第2条第8項の定めによる「有害物質使用特定施設」を整理しておく等により、災害発生時に有害廃棄物が発生した場合の対応を検討しておく必要がある。

## 7 災害廃棄物発生量の推計（本編 P. 45～47）

### （1）地震

地震時の災害廃棄物について、災害廃棄物量が最大となる南海トラフ地震を想定して、廃棄物量を推計する。市内の災害廃棄物発生量の推計（地震災害）を表4に示す。

表4 南海トラフ地震における建築解体由来の災害廃棄物組成及び発生量の推計

項目	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	その他	合計
組成(%)	18.0	18.0	52.0	6.6	5.4	0.0	100.0
発生量(千t)	11.0	11.0	31.9	4.1	3.3	0.0	61.3

設定条件：種類別構成比は、本市検討(令和元年度)により災害廃棄物対策指針 資料編【技1-11-1-1】（環境省平成26年3月）を参考に設定した値

### （2）風水害

風水害について、本市では、大きな河川がないため大規模な水害は想定されていないが、水害では災害廃棄物の組成が地震とは異なるため、それを加味して発生量を予測する。水害の場合は、土砂災害により災害廃棄物中の土砂の比率が9割程度まで達するなど、災害の内容により構成は大きく変化するため、災害の特性に応じた設定が必要となる。市内の災害廃棄物発生量の推計（風水害）を表5に示す。

表5 市内河川氾濫における建築解体由来の災害廃棄物組成及び発生量の推計

項目	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	その他	土砂	合計
組成(%)	5.7	3.0	3.2	0.3	2.4	14.9	70.5	100.0
発生量(千t)	1.6	0.8	0.9	0.1	0.7	4.2	19.9	28.2

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料」【技14-2】（令和5年4月28日改定、環境省）平成30年7月豪雨（岡山県）（災害種類：水害）を参考に設定した値

## 8 災害廃棄物処理に係る基本的なフロー（本編 P. 52）

本市における災害廃棄物処理に係る基本的なフローは、図1に示すとおりとする。

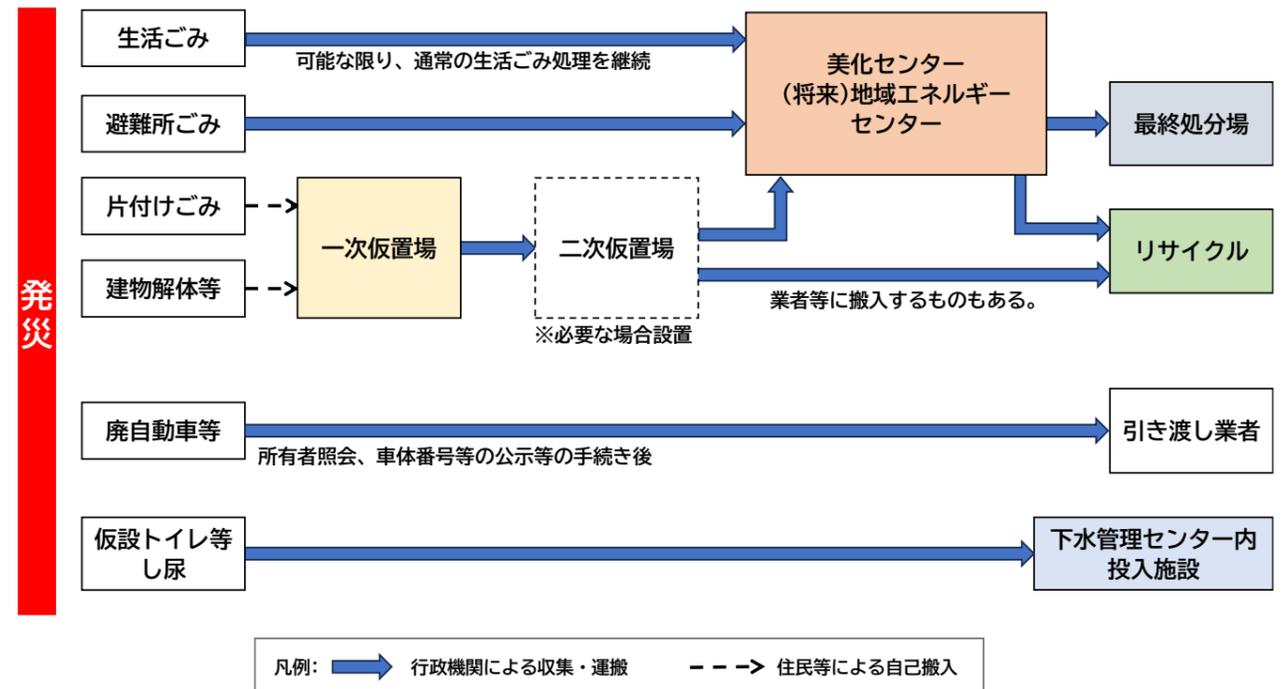


図1 災害廃棄物処理に係る基本的なフロー

## 9 仮置場の設定条件及び管理運営（本編 P. 78～90）

平常時から、本市の管理・所有する土地を中心に仮置場候補地を選定しておく。また、本市は海と丘に挟まれた狭隘な地形に市街が発達している特徴もあることから、本市の管理・所有する土地だけでは不足することが考えられ、予め、民間事業者等の所有する土地等の使用について、協定等を締結しておくことも有効である。

仮置場の大きさは、処理期間により決まるため、表6を参考に、処理期間2～3年以内で処理できるような必要な仮置場面積を確保できるよう備えることとする。

表6 仮置場の必要面積（搬入速度、処理速度を考慮する算出方法）まとめ

区分	地震			風水害		
	パターン1 搬入期間1年 処理期間1.5年	パターン2 搬入期間1.5年 処理期間2年	パターン3 搬入期間2年 処理期間2.5年	パターン1 搬入期間1年 処理期間1.5年	パターン2 搬入期間1.5年 処理期間2年	パターン3 搬入期間2年 処理期間2.5年
必要仮置量(t)	20,433	15,325	12,260	9,400	7,050	5,640
必要仮置場面積(ha)	5.2	3.9	3.1	2.4	1.8	1.4